

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	健康増進事業に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、健康増進事業に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和8年2月6日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

	報(連携対象)へのアクセス制御を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="radio"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="radio"/> 税務システム <input type="radio"/> その他 (中間サーバ、既存業務システム)
システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会や情報提供の際に個人の識別子として用いる「符号」と、自機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他機関に対して情報提供の求めを発出するとともに、他機関から提供された情報を受領する。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他機関からの情報提供の求めを受領するとともに、他機関に対して提供する情報を発出する。 4. 既存システム接続機能 既存業務システム、団体内統合宛名システム、住基システムとの間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 情報照会や情報提供があった旨の記録(=情報提供等記録)を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 7. データ送受信機能 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 情報を暗号化(あるいは復号)する。鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="radio"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="radio"/> その他 (団体内統合宛名システム(番号連携サーバ))
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
検診台帳ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法9条1項別表111の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の18の項(同条例施行規則第19条)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> 番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項、番号法第19条9号 <情報照会の根拠> 番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項、番号法第19条9号
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
7. 他の評価実施機関	
特に無し	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
検診台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	(検診台帳ファイル全体) 健康増進事業として位置づけられる健(検)診の受診者及び市独自の健(検)診の対象者 (個人情報を扱う範囲) 健康増進事業として位置づけられる健(検)診の対象者
その必要性	健康増進事業対象者の抽出及び受診情報の管理を行い、検診費用の免除対象者を把握し事務を適正に行う
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報、連絡先等情報については対象者を正確に特定し、対象者の情報を確認するため必要である。 ・健康・医療関係情報については、利用者の結果履歴を管理するために保有している。 ・地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報は検診費用の免除対象に当たるかどうかの確認のために必要である。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成 27年 10月
⑥事務担当部署	健康福祉部 健康づくり課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	健康増進事業対象者の抽出及び受診情報の管理を行い、検診費用の免除対象者を把握し事務を適正に行う								
④使用の主体	使用部署	健康福祉部 健康づくり課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<input type="checkbox"/> 健康増進事業対象者の抽出及び受診情報の管理 <input type="checkbox"/> 健診費用の免除申請の審査事務 検診費用の免除申請者が免除対象者に該当するか審査を行う								
	情報の突合	個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を担保する。免除申請書の記載内容と個人住民税の課税情報、生活保護受給情報、中国残留邦人支援給付受給情報を庁内連携システムを通じて突合し、費用免除対象者の特定をする。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	健康管理システムの運用保守	
①委託内容	サーバの保守・保管管理及びシステム運用を安全確実にを行うために必要な範囲で、特定個人情報ファイルの取り扱いを委託。ガバメントクラウド環境に設置される健康管理システムのサーバに対し、事業者拠点よりネットワーク経由でアクセスし、運用・保守作業を行う(以下ではこの方法を、「リモート保守」という)。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	アトラス情報サービス(株)	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

移転先2～5
移転先6～10
移転先11～15
移転先16～20

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ①システムのサーバ等は、政府情報システムのセキュリティ制度であるISMAPの認証を取得したクラウド事業者が運営するデータセンターに設置し、セキュリティ管理策が適切に実施される。
- ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理する日本国内のデータセンター内に保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(各事業の共通項目)

1. 検診受診等年月日 2. 住所 3. 氏名 4. 性別 5. 生年月日・年齢 6. 電話番号 7. 受診医療機関名 8. 個人番号 9. 請求日

(各検診ごとの項目)

胃がん検診: 1. 胃部レントゲン検査結果もしくは胃内視鏡検査結果 2. 判定区分 3. 前回の検診の有無 4. 前回の検診の年月日 5. 前回の検診の結果 6. 費用徴収の有無

肺がん検診: 1. 胸部レントゲン検査結果 2. 判定区分 3. 前回の検診の有無 4. 前回の検診の年月日 5. 前回の検診の結果 6. 費用徴収の有無

大腸がん検診: 1. 免疫学的便潜血検査の検査結果 2. 判定区分 3. 前回の検診の有無 4. 前回の検診の年月日 5. 前回の検診の結果 6. 費用徴収の有無

乳がん検診: 1. マンモグラフィ検査・触診・視診の検査結果 2. 判定区分 3. 前回の検診の有無 4. 前回の検診の年月日 5. 前回の検診の結果 6. 費用徴収の有無

子宮頸がん検診: 1. 子宮頸部細胞診・内診・視診の検査結果 2. 判定区分 3. 前回の検診の有無 4. 前回の検診の年月日 5. 前回の検診の結果 6. 費用徴収の有無

肝炎検診: 1. HCV抗体検査・RNA検査結果 2. 判定区分 3. HBs抗原検査結果 4. 判定区分 5. 費用徴収の有無

前立腺がん検診: 1. PSA検査結果 2. 判定区分 3. 前回の検診の有無 4. 前回の検診の年月日 5. 前回の検診の結果 6. 費用徴収の有無

ピロリ菌検査: 1. ピロリ菌検査結果 2. 判定結果 3. 事後方針 4. 費用徴収の有無

歯周病検診: 1. 口腔内診査結果 2. 判定区分 3. 指導区分

後期高齢者歯科健康診査: 1. 口腔内診査結果 2. 判定区分 3. 指導区分

住民健康診査: 1. 健診歴 2. 身長 3. 体重 4. 比体重 5. 肥満度の判定区分 6. 腹囲 7. 尿糖 8. 尿蛋白 9. 尿潜血反応検査 10. 血圧測定値・判定結果 11. 心電図所見・判定結果 12. コレステロール 13. 貧血 14. 肝機能 15. 血糖 16. 腎機能検査 17. 医師による診察所見・結果 18. 必要な人のみ眼底検査の所見・結果 19. 飲酒状況 20. 喫煙歴・喫煙状況 21. 睡眠・休息 22. 運動 23. 食生活状況

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・業務運用中にやむを得ず離席する場合はシステムよりログオフする。
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめ、使用後のシュレッダー処理を徹底する。
- ・職員を対象に個人情報保護及び情報セキュリティに関する注意喚起を行い、業務外利用の禁止等に徹底する。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>情報提供ネットワークシステムは、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>また、中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>情報提供ネットワークシステムは、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能を備えている。情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際は、同システムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わず、送信内容を改めて確認できるため、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>また、中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、個人情報委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されているため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 <p><中間サーバー運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法上認められる提供意外は受けつけないようにしており、システム上提供外認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。 			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容	—		
再発防止策の内容	—		

<p>その他の措置の内容</p>	<p><枚方市における措置> ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォール・不正侵入防止装置(IPS)を設置している。 ・インターネットとつながらないようにネットワークをファイアウォールで切断している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。 ・OSには必要に応じてパッチ適用を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を購入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを購入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ③国及びクラウド事業者は、市の保有データにアクセスしない契約等となっている。 ④市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ⑤クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ⑥クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑦市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑧ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑨市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑩市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p><消去について> ・システムに保存されている個人番号については、保存年限到達後にバッチ処理で消去する。 ・申請書等の書類は、保存年限の経過後、溶解して廃棄する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><枚方市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に個人情報の保護に関する特記仕様書を提示し、その従業員に対して個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務につく場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国及びクラウド事業者が対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294
②請求方法	個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 健康福祉部 健康づくり課 072-841-1458
②対応方法	問い合わせの受付時に受付け票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年2月6日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	<p>(評価対象事務全体の概要) 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ①健康手帳の交付 ②健康教育 ③健康相談 ④機能訓練 ⑤訪問指導 ⑥総合的な保健推進事業 ⑦歯周疾患検診 ⑧骨粗鬆症検診 ⑨肝炎ウイルス検診 ⑩健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 ⑪健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導 ⑫がん検診</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①歯周疾患検診 ②肝炎ウイルス検診 ③健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査(その他健康診査) ④がん検診</p>	<p>【評価対象事務全体の概要】 保健センターでは、健康増進法の規定に基づき、次に掲げる健康増進事業に関する事務を実施している。 ①健康手帳の交付 ②健康教育 ③健康相談 ④機能訓練 ⑤訪問指導 ⑥総合的な保健推進事業 ⑦歯周疾患検診 ⑧骨粗鬆症検診 ⑨肝炎ウイルス検診 ⑩健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 ⑪健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導 ⑫がん検診</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 保健センターでは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、上記の⑦⑨⑫に係る検診等費用の免除申請に係る事実についての審査に関する事務において、特定個人情報を取り扱う。</p>	事後	重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○]庁内連携システム	[○]庁内連携システム [○]宛名システム等	事後	重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(既存各業務システム)	[○]既存住民基本台帳システム [○]税務システム [○]その他(既存各業務システム)	事後	重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	[○]庁内連携システム [○]既存住民基本台帳システム [○]税務システム [○]その他(中間サーバ、既存各業務システム)	[○]既存住民基本台帳システム [○]税務システム [○]その他(中間サーバ、既存各業務システム)	事後	重要な変更にあたらないため

平成29年3月24日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一第76項 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	・番号法別表第1の76の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の18の項(同条例施行規則第19条)	事後	表記の変更であり重要な変更 に当たらないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	健康増進事業として位置づけられる健(検)診及び市独自の健(検)診の受診者	(検診台帳ファイル全体) 健康増進事業として位置づけられる健(検)診の受診者及び市独自の健(検)診の受診者 (個人情報を扱う範囲) 健康増進事業として位置づけられる健(検)診の受診者	事後	表記の変更であり重要な変更 に当たらないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	健(検)診受診者の健康情報を把握して適正に管理するため	検診費用の免除対象者を把握し事務を適正に行うため	事後	表記の変更であり重要な変更 に当たらないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 ・業務関係情報	[○]健康・医療関係情報	[○]地方税関係情報 [○]健康・医療関係情報 [○]生活保護・社会福祉関係情報	事後	表記の変更であり重要な変更 に当たらないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	識別情報、連絡先等情報については対象者を正確に特定し、対象者の情報を確認するため必要である。 業務関係情報については、利用者の結果履歴を管理するために保有している。	・識別情報、連絡先等情報については対象者を正確に特定し、対象者の情報を確認するため必要である。 ・健康・医療関係情報については、利用者の結果履歴を管理するために保有している。 ・地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報は検診費用の免除対象に当たるかどうかの確認のために必要である。	事後	重要な変更 に当たらないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	健(検)診受診者の記録を把握し、健康情報の管理を適正に行うため	検診費用の免除申請に係る事実についての審査に関する事務を適正に行うため	事後	表記の変更であり重要な変更 に当たらないため

平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	1. 健(検)診等情報の管理事務 健(検)委託医療機関からの情報を登録し、適正な健診事業の運営を図る。 2. 受診勧奨事務 市民の健康増進を図るため、健(検)についての情報をお知らせする。 3. 検診料の免除申請等の管理事務 検診料の免除申請、クーポン券の再発行等があった際に、券の発行・管理をおこなう。	・検診費用の免除申請等の審査事務 検診費用の免除申請者が免除対象者に該当するかどうか審査を行う。	事後	表記の変更であり重要な変更 に当たらないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	1. 医療機関からの氏名等の情報について、健康管理システムが保有する情報と突合し、受診者を正確に把握する。 2. 内部番号を突合し、対象者の把握をする。 3. 免除申請等の記載内容と庁内連携システムからの情報を突合し、対象者の特定をする。	免除申請書の記載内容と個人住民税の課税情報、生活保護受給情報、中国残留邦人支援給付受給情報を庁内連携システムを通じて突合し、費用免除対象者の特定をする。	事後	重要な変更 に当たらないため
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	庁内の入退室管理(※)が行われている部屋に設置した施錠できる格納庫の内に設置したサーバ内に保管。 (※)管理室内への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードにより入退室する者を管理する。	庁内の入退室管理(※)が行われている部屋に設置した施錠できる格納庫の内に設置したサーバ内に保管。 (※)管理室内への入室権限を持つ者を限定し、ICカードにより入退室する者を管理する。	事後	表記の変更であり重要な変更 に当たらないため
平成29年3月24日	(別添1)ファイル記録項目	(各事業の共通項目) 1. 検診受診等年月日 2. 住所 3. 氏名 4. 性別 5. 生年月日・年齢 6. 電話番号 7. 受診医療機関名 8. 個人番号 (各検診ごとの項目) ピロリ菌検査: 1. ピロリ菌検査結果 2. 判定結果 3. 事後方針	(各事業の共通項目) 1. 検診受診等年月日 2. 住所 3. 氏名 4. 性別 5. 生年月日・年齢 6. 電話番号 7. 受診医療機関名 8. 個人番号 9. 請求日 (各検診ごとの項目) ピロリ菌検査: 1. ピロリ菌検査結果 2. 判定結果 3. 事後方針 4. 費用徴収の有無	事後	重要な変更 に当たらないため
平成29年3月24日	III リスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	・免除申請受付時の本人確認を徹底しており、申請内容を確認した事項を記録している。 ・健(検)診結果を入力する際には、住民基本台帳登録の有無、性別、年齢を確認し、検診項目の対象者であることを確認している。	・窓口においては、本人確認書類の提示を求める等、省令に定める本人確認措置を厳格に実施することにより、対象者等以外の者から特定個人情報を入手することを防止する。 ・取り決めた書式をもって申請等を受理することにより、検診費用の免除申請等の審査事務を処理する上で、必要のない情報の入手を防止する。 ・健康管理システムに情報を入力したときは、当該入力を行った職員以外の職員が入力内容と入力原票の照合を行うことにより、対象者以外の者の情報や、事務を処理する上で必要のない情報が入力されることを防止する。	事後	リスクを軽減させる変更で、重要な変更 に当たらないため

<p>平成29年3月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・個人情報を入力した後は、別の職員が必ず入力内容を照合し、確認を行う。</p>	<p>・窓口に衝立を設置することにより、応対に係る書類等の内容が、他の職員や来庁者の目に触れることを防止する。 ・健康管理システムに情報を入力したときは、当該入力を行った職員以外の職員が入力内容と入力原票の照合を行うことにより、不正確な情報が入力されることを防止する。 ・提出を受けた後、システム入力等の処理を終えた申請書等の書類については、施錠可能な所定の保管場所にただちに保管することにより、情報の漏えい、紛失を防止する。 ・システムにパスワード等による認証機能を設定することにより、権限のない職員による情報の取扱いを防止する。 ・システムログを取得する等して情報の取扱状況を記録していることを職員に周知することにより、権限のない職員による情報の取扱いを抑制する。</p>	<p>事後</p>	<p>リスクを軽減させる変更で、重要な変更にあたらないため</p>
<p>平成29年3月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容</p>	<p>法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けができないようにシステムの制御を講じている。</p>	<p>庁内連携システムや健康管理システムにアクセス制御機能を付加することにより、これらの間で、検診費用の免除申請等の審査事務を処理するために必要な情報であって、番号法や番号法条例に定めるもの以外の情報について連携を行うことを防止する。</p>	<p>事後</p>	<p>表記の変更であり重要な変更にあたらないため</p>
<p>平成29年3月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容</p>	<p>・システムを操作したログ(日時・利用者・操作内容等)を取得し、必要に応じて操作履歴を解析する。 ・サーバが設置されている管理区域に委託業者によるスマートフォンなどの持ち込みは禁止しており、また、外部記憶媒体についても許可制としている。</p>	<p>・システムを操作したログ(日時・利用者・操作内容等)を取得し、必要に応じて操作履歴を解析する。 ・サーバが設置されている管理区域に委託業者によるスマートフォンなどの持ち込みは禁止しており、また、外部記憶媒体についても許可制としている。 ・人事異動や退職、担当替えに伴うアクセス権限の発効、更新、失効を確実にかつ適正に行う。</p>	<p>事後</p>	<p>リスクを軽減させる変更で、重要な変更にあたらないため</p>

平成29年3月24日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	<p><個人情報保護に関する覚書></p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例等の遵守、秘密の保持、本市の個人情報に係る管理規定に基づく個人情報の管理等、目的外使用等の禁止、複製の禁止、提供資料の返還又は廃棄、枚方市の検査への応諾義務、事故報告義務、再委託の禁止、解除事由への該当性の認定 <p><個人情報に係る管理規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業責任者等の設置等、個人情報の保護に関する誓約書の提出、システム導入等の作業場所におけるの遵守事項、個人情報の管理、サーバ室での作業におけるの遵守事項、個人情報の受渡しに係る記録、緊急時対応計画の策定 	<p>委託先との間で、以下の事項を委託先に義務付ける「特定個人情報保護に関する覚書」を交換する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法等の関係法令の遵守 ・秘密の保持 ・取扱区域外への情報持ち出しの禁止 ・目的外利用の禁止 ・複製の禁止 ・情報の返却、消去、廃棄 ・従業員の特定 ・従業員への監督及び教育 ・市の検査、報告の求めへの応諾 ・漏えい等事案に係る損害の賠償 ・再委託の条件 ・再委託先に対する監督とその履行状況の報告 ・その他枚方市特定個人情報の安全管理に関する規定に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施 ・覚書に違反する行為の契約解除事由への該当 	事後	表記の変更であり重要な変更 に当たらないため
平成29年3月24日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	十分に行っている	再委託していない	事後	表記の変更であり重要な変更 に当たらないため
平成29年3月24日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	許諾のない再委託は禁止する。許諾する場合は、通常の委託先と同様のルールで行うことを求める。	[記載を無くした]	事後	表記の変更であり重要な変更 に当たらないため
平成29年3月24日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置内容	・事前に申請許可された者以外はアクセスできないよう制御し、業務上必要最低限に限定したシステム操作の権限を与えている。	許諾の無い再委託は禁止する。許諾する場合は、通常の委託先と同様のルールで行うことを求める。	事後	表記の変更であり重要な変更 に当たらないため
平成29年3月24日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー室で受託業者が作業する場合は、職員が立ち会う。 ・委託を受けた全ての業者(再委託を含む)について、上記の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定に従うことを求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー室で受託業者が作業する場合は、職員が立ち会う。 ・委託先の従業員が職員の許可を得ずに外部記憶媒体をサーバー室に持ち込むことを禁止するとともに、スマートフォン等については一切の持込を禁止する。 	事後	表記の変更であり重要な変更 に当たらないため

平成29年3月24日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><保管場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退出はIDカードにより記録している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 <p><消去について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムに保存されている個人番号については、保存年限到達後にバッチ処理で消去する。 ・届出書等は、文書取扱規定に基づく保管及び管理を行う。 	<p><保管場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退出はICカードにより記録している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 <p><消去について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムに保存されている個人番号については、保存年限到達後にバッチ処理で消去する。 ・申請書等の書類は、保存年限の経過後、溶解して廃棄する。 	事後	表記の変更であり重要な変更 に当たらないため
平成29年3月24日	Ⅲ リスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	表記の変更であり重要な変更 に当たらないため
平成29年3月24日	Ⅲ リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><枚方市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に対しては、個人情報保護に関する覚書を交わし、個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。 	<p><枚方市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者と特定個人情報保護に関する覚書を交わし、その従業員に対して個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。 	事後	リスクを軽減させる変更で、重 要な変更にあたらないため
平成29年7月13日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当 部署 ②所属長	課長(健康増進担当)橋本 美弥子	課長 栃川 和宏	事後	重要な変更にあたらないため
平成29年7月13日	(別添1)特定個人情報ファイル 記録項目	(各検診ごとの項目) 胃がん検診: 1. 胃部レントゲン検査結果 2. 判定区分 3. 前回の検診の有無 4. 前回の検診の年月日 5. 前回の検診の結果 6. 費用徴収の有無	(各検診ごとの項目) 胃がん検診: 1. 胃部レントゲン検査結果もしくは胃内視鏡検査結果 2. 判定区分 3. 前回の検診の有無 4. 前回の検診の年月日 5. 前回の検診の結果 6. 費用徴収の有無	事後	重要な変更にあたらないため

平成29年7月13日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	(各検診ごとの項目) 歯周疾患検診: 1. 口腔内診査結果 2. 判定区分 3. 指導区分 住民健診: 1. 健診歴 2. 身長 3. 体重 4. 比体重 5. 肥満度の判定区分 6. 腹囲 7. 尿糖 8. 尿蛋白 9. 尿潜血反応検査 10. 血圧測定値・判定結果 11. 心電図所見・判定結果 12. コレステロール 13. 貧血 14. 肝機能 15. 血糖 16. 腎機能検査 17. 医師による診察所見・結果 18. 必要な人のみ眼底検査の所見・結果 19. 飲酒状況 20. 喫煙歴・喫煙状況 21. 睡眠・休息 22. 運動 23. 食生活状況	(各検診ごとの項目) 歯周病検診: 1. 口腔内診査結果 2. 判定区分 3. 指導区分 後期高齢者歯科健康診査: 1. 口腔内診査結果 2. 判定区分 3. 指導区分 住民健康診査: 1. 健診歴 2. 身長 3. 体重 4. 比体重 5. 肥満度の判定区分 6. 腹囲 7. 尿糖 8. 尿蛋白 9. 尿潜血反応検査 10. 血圧測定値・判定結果 11. 心電図所見・判定結果 12. コレステロール 13. 貧血 14. 肝機能 15. 血糖 16. 腎機能検査 17. 医師による診察所見・結果 18. 必要な人のみ眼底検査の所見・結果 19. 飲酒状況 20. 喫煙歴・喫煙状況 21. 睡眠・休息 22. 運動 23. 食生活状況	事後	重要な変更にあたらないため
平成29年7月13日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	許諾の無い再委託は禁止する。許諾する場合は、通常の委託先と同様のルールで行うことを求める。	再委託の契約の内容を書面により提出させ、当該再委託の契約の内容が、委託契約により委託先に課された全ての義務を再委託先に課すものである場合に限り、再委託の許諾を行う。	事後	表記の変更であり重要な変更にあたらないため
平成31年3月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 柄川 和宏	保健センター課長	事後	重要な変更にあたらないため。
平成31年3月29日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 規定の内容	委託先との間で、以下の事項を委託先に義務付ける「特定個人情報保護に関する覚書」を交換する。 ・番号法等の関係法令の遵守 ・秘密の保持 ・取扱区域外への情報持ち出しの禁止 ・目的外利用の禁止 ・複製の禁止 ・情報の返却、消去、廃棄 ・従業員への監督及び教育 ・市の検査、報告の求めへの応諾 ・漏えい等事案に係る損害の賠償 ・再委託の条件 ・再委託先に対する監督とその履行状況の報告 ・その他枚方市特定個人情報の安全管理に関する規定に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施 ・覚書に違反する行為の契約解除事由への該当	委託先に対して、以下の事項を義務付ける「個人情報の保護に関する特記仕様書」を提示する。 ・番号法等の関係法令の遵守 ・秘密の保持 ・取扱区域外への情報持ち出しの禁止 ・目的外利用の禁止 ・複製の禁止 ・情報の返却、消去、廃棄 ・従業員への監督及び教育 ・市の検査、報告の求めへの応諾 ・漏えい等事案に係る損害の賠償 ・再委託の条件 ・再委託先に対する監督とその履行状況の報告 ・その他枚方市保有個人情報安全管理規程に関する規定に基づき職員が実施する措置に準じた措置の実施 ・特記仕様書に違反する行為の契約解除事由への該当	事後	重要な変更にあたらないため。

平成31年3月29日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する・教育・啓発 具体的な方法	<p><枚方市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者と特定個人情報保護に関する覚書を交わし、その従業者に対して個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。 	<p><枚方市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に個人情報の保護に関する特記仕様書を提示し、その従業者に対して個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。 	事後	重要な変更にあたらないため。
平成31年3月29日	Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	枚方市特定個人情報保護条例に基づき、自己情報の開示等請求を受け付ける。	枚方市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。	事後	重要な変更にあたらないため。
令和4年6月19日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>【評価対象事務全体の概要】</p> <p>保健センターでは、健康増進法の規定に基づき、次に掲げる健康増進事業に関する事務を実施している。</p> <p>①健康手帳の交付 ②健康教育 ③健康相談 ④機能訓練 ⑤訪問指導 ⑥総合的な保健推進事業 ⑦歯周疾患検診 ⑧骨粗鬆症検診 ⑨肝炎ウイルス検診 ⑩健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 ⑪健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導 ⑫がん検診</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】</p> <p>保健センターでは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、上記の⑦⑨⑫に係る検診等費用の免除申請に係る事実についての審査に関する事務において、特定個人情報を取り扱う。</p>	<p>【評価対象事務全体の概要】</p> <p>健康増進法の規定に基づき、次に掲げる健康増進事業に関する事務を実施している。</p> <p>①健康手帳の交付 ②健康教育 ③健康相談 ④訪問指導 ⑤歯周疾患検診 ⑥肝炎ウイルス検診 ⑦健康増進法施行規則第四条の二 第四号に定める健康診査 ⑧健康増進法施行規則第四条の二 第五号に定める保健指導 ⑨がん検診</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、上記の⑤⑥⑨に係る検診等費用の免除申請に係る事実についての審査に関する事務。</p> <p>○健康増進法 第十九条の二 各検診の対象者の管理及び受診・精密検査結果の管理 ○健康増進法 第十九条の四 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p>	事前	
令和4年6月19日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	—	中間サーバー	事前	

令和4年6月19日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム4 ②システムの機能</p>	—	<p>1. 符号管理機能 情報照会や情報提供の際に個人の識別子として用いる「符号」と、自機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他機関に対して情報提供の求めを発出するとともに、他機関から提供された情報を受領する。</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他機関からの情報提供の求めを受領するとともに、他機関に対して提供する情報を発出する。</p> <p>4. 既存システム接続機能 既存業務システム、団体内統合宛名システム、住基システムとの間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 情報照会や情報提供があった旨の記録(=情報提供等記録)を生成し、管理する。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p> <p>7. データ送受信機能 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 情報を暗号化(あるいは復号)する。鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証、職員に付与された権限に基づいた各種機能の制御、特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p>	事前	
令和4年6月19日	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム4 ③他システムとの接続</p>	—	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 宛名システム等</p>	事前	

令和4年3月11日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第1の76の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の18の項(同条例施行規則第19条)	・番号法別表第1の76の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の18の項(同条例施行規則第19条)	事後	重要な変更にあたらないため。
令和4年6月19日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年6月19日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	番号利用法 第19条第8号 別表第2の第102の2項	事前	
令和4年3月11日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当 部署 ①部署	枚方市健康部保健所保健センター	健康福祉部 健康寿命推進室 健康づくり・介護予防課	事後	重要な変更にあたらないため。
令和4年3月11日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	保健センター課長	健康づくり・介護予防課長	事後	重要な変更にあたらないため。
令和4年6月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	(検診台帳ファイル全体) 健康増進事業として位置づけられる健(検)診の受診者及び市独自の健(検)診の受診者 (個人情報を扱う範囲) 健康増進事業として位置づけられる健(検)診の受診者	(検診台帳ファイル全体) 健康増進事業として位置づけられる健(検)診の受診者及び市独自の健(検)診の対象者 (個人情報を扱う範囲) 健康増進事業として位置づけられる健(検)診の対象者	事前	
令和4年6月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	検診費用の免除対象者を把握し事務を適正に行うため	健康増進事業対象者の抽出及び受診情報の管理を行い、検診費用の免除対象者を把握し事務を適正に行う	事前	
令和4年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	枚方市健康部保健所保健センター	健康福祉部 健康寿命推進室 健康づくり・介護予防課	事後	重要な変更にあたらないため。

令和4年6月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	検診費用の免除申請に係る事実についての審査に関する事務を適正に行うため	健康増進事業対象者の抽出及び受診情報の管理を行い、検診費用の免除対象者を把握し事務を適正に行う	事前	
令和4年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	枚方市健康部保健所保健センター	健康福祉部 健康寿命推進室 健康づくり・介護予防課	事後	重要な変更にあたらないため。
令和4年6月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・検診費用の免除申請の審査事務 検診費用の免除申請者が免除対象者に該当するかどうか審査を行う	○健康増進事業対象者の抽出及び受診情報の管理 ○検診費用の免除申請の審査事務 検診費用の免除申請者が免除対象者に該当するか審査を行う	事前	
令和4年6月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	免除申請書の記載内容と個人住民税の課税情報、生活保護受給情報、中国残留邦人支援給付受給情報を庁内連携システムを通じて突合し、費用免除対象者の特定をする。	個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を担保する。 免除申請書の記載内容と個人住民税の課税情報、生活保護受給情報、中国残留邦人支援給付受給情報を庁内連携システムを通じて突合し、費用免除対象者の特定をする。	事前	
令和4年6月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	行なっていない	行なっている (1) 件	事前	
令和4年6月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供における用途		提供先1 市町村長 ①番号法第19条第8号 別表第2の102の2項 ②住民が過去の検診結果等の情報を把握し、より適切な保健指導や検診の受診勧奨等に資するため	事前	

令和4年6月19日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先1</p> <p>③提供する情報</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数</p>		<p>③検診受診の有無 受診年月日 検診実施機関の名称 受診時年齢 検診結果 精密検査が必要であった場合の精密検査受診の有無 精密検査受診年月日 精密検査実施機関の名称 精密検査の結果</p> <p>④[10万人以上100万人未満]</p>	事前	
令和4年6月19日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>提供先1</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲</p> <p>⑥提供方法</p> <p>⑦時期・頻度</p>		<p>⑤歯周病検診:40歳 50歳 60歳 70歳の男女 肝炎ウイルス検診:40歳以上でこれまで肝炎ウイルス検診を受けたことがない男女 胃がん検診:50歳以上の男女 大腸がん検診:40歳以上の男女 肺がん検診:40歳以上の男女 乳がん検診:40歳以上の女性 子宮頸がん検診:20歳以上の女性</p> <p>⑥[○]情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがあった時</p>	事前	
令和4年6月19日	<p>IIIリスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムの接続</p>	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	
令和4年6月19日	<p>IIIリスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムの接続</p> <p>リスク1:目的外の入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p> <p>リスクへの対策は十分か</p>		<p>情報提供ネットワークシステムは、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>また、中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>十分である</p>	事前	

<p>令和4年6月19日</p>	<p>Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容 リスクへの対策は十分か</p>		<p>情報提供ネットワークシステムは、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能を備えている。情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際は、同システムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わず、送信内容を改めて確認できるため、特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>また、中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>十分である</p>	<p>事前</p>	
<p>令和4年6月19日</p>	<p>Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されているため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</p> <p><中間サーバー運用における措置> ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法上認められる提供意外は受けつけないようにしており、システム上提供外認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。</p>	<p>事前</p>	

<p>令和4年6月19日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p><枚方市における措置> ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォール・不正侵入防止装置(IPS)を設置している。 ・インターネットとつながらないようにネットワークをファイアウォールで切断している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。 ・OSには必要に応じてパッチ適用を実施している。</p>	<p><枚方市における措置> ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォール・不正侵入防止装置(IPS)を設置している。 ・インターネットとつながらないようにネットワークをファイアウォールで切断している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。 ・OSには必要に応じてパッチ適用を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を購入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを購入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和4年6月19日</p>	<p>Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法</p>	<p><枚方市における措置> ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に個人情報の保護に関する特記仕様書を提示し、その従業者に対して個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。</p>	<p><枚方市における措置> ・職員に対しては、情報セキュリティと個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託業者に個人情報の保護に関する特記仕様書を提示し、その従業者に対して個人情報保護に関する教育を適宜実施することを義務付ける。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務につく場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和4年6月19日</p>	<p>Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策</p>	<p>特に無し</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>事前</p>	

令和4年3月11日	IV. 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294	事後	重要な変更にあたらないため。
令和4年3月11日	IV. 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号573-1197 大阪府枚方市禁野本町2丁目13番13号 枚方市役所 健康部 保健所 保健センター	〒573-1197 大阪府枚方市禁野本町2丁目13番13号 健康福祉部 健康寿命推進室 健康づくり・介護予防課 072-841-1458	事後	重要な変更にあたらないため。
令和4年3月11日	V. 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成29年7月14日	2022/3/11	事後	重要な変更にあたらないため。
令和8年2月6日	I 基本情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	【評価対象事務全体の概要】 健康増進法の規定に基づき、次に掲げる健康増進事業に関する事務を実施している。 ①健康手帳の交付 ②健康教育 ③健康相談 ④訪問指導 ⑤歯周疾患検診 ⑥肝炎ウイルス検診 ⑦健康増進法施行規則第四条の二 第四号に定める健康診査 ⑧健康増進法施行規則第四条の二 第五号に定める保健指導 ⑨がん検診 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、上記の⑤⑥⑨に係る検診等費用の免除申請に係る事実についての審査に関する事務。 ○健康増進法 第十九条の二 各検診の対象者の管理及び受診・精密検査結果の管理 ○健康増進法 第十九条の四 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【評価対象事務全体の概要】 健康増進法の規定に基づき、次に掲げる健康増進事業に関する事務を実施している。 ①健康教育 ②健康相談 ③訪問指導 ④歯周疾患検診 ⑤肝炎ウイルス検診 ⑥健康増進法施行規則第四条の二 第四号に定める健康診査 ⑦健康増進法施行規則第四条の二 第五号に定める保健指導 ⑧がん検診⑨骨粗しょう症検診 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、上記の④⑤⑧⑨に係る検診等費用の免除申請に係る事実についての審査に関する事務。 ○健康増進法 第十九条の二 各検診の対象者の管理及び受診・精密検査結果の管理 ○健康増進法 第十九条の四 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	事後	重要な変更にあたらないため。

令和8年2月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ②システムの機能	1. 対象者把握機能 各種保健事業の対象者把握を行う 2. 利用者管理機能 各種保健事業の利用履歴の管理を行う 3. 統計処理 各種統計、報告書の作成を行う	①対象者抽出機能:がん検診等健康増進事業の種類に応じた対象者を抽出する。 ②利用者管理機能:各種健康増進事業の利用履歴の管理を行う。 ③照会機能:がん検診等健康増進事業の記録(検診日・実施医療機関名など)を表示する。 ④がん検診等無料券出力機能:がん検診等の無料受診券の出力する。 ⑤集計・統計機能:健康増進事業の各種統計、報告書の作成を行う。	事後	重要な変更にあたらないため。
令和8年2月6日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム4 ③他のシステムとの接続	情報提供ネットワークシステム 宛名システム等	情報提供ネットワークシステム 宛名システム等 その他 団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)	事後	重要な変更にあたらないため。
令和8年2月6日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第1の76の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の18の項(同条例施行規則第19条)	・番号法9条1項別表111の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の18の項(同条例施行規則第19条)	事後	重要な変更にあたらないため。
令和8年2月6日	I 基本情報 5. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号利用法 第19条第8号 別表第2の第102の2項	<情報提供の根拠>番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項、番号法第19条9号 <情報照会の根拠>番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項、番号法第19条9号	事後	重要な変更にあたらないため。
令和8年2月6日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 健康寿命推進室 健康づくり・介護予防課	健康福祉部 健康づくり課	事後	重要な変更にあたらないため。
令和8年2月6日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり・介護予防課長	健康づくり課長	事後	重要な変更にあたらないため。
令和8年2月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉部 健康寿命推進室 健康づくり・介護予防課	健康福祉部 健康づくり課	事後	重要な変更にあたらないため。

令和8年2月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用主体 使用部署	健康福祉部 健康寿命推進室 健康づくり・介護予防課	健康福祉部 健康づくり課	事後	重要な変更にあたらないため。
令和8年2月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用主体 利用者数	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	重要な変更にあたらないため。
令和8年2月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	サーバの保守・保管管理及びシステム運用を安全確実にを行うために必要な範囲で、特定個人情報ファイルの取り扱いを委託	サーバの保守・保管管理及びシステム運用を安全確実にを行うために必要な範囲で、特定個人情報ファイルの取り扱いを委託。ガバメントクラウド環境に設置される健康管理システムのサーバに対し、事業者拠点よりネットワーク経由でアクセスし、運用・保守作業を行う(以下ではこの方法を、「リモート保守」という)。	事後	重要な変更にあたらないため。
令和8年2月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の102の2項	番号法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	重要な変更にあたらないため。
令和8年2月6日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	歯周病検診:40歳 50歳 60歳 70歳の男女 肝炎ウイルス検診:40歳以上でこれまで肝炎ウイルス検診を受けたことがない男女 胃がん検診:50歳以上の男女 大腸がん検診:40歳以上の男女 肺がん検診:40歳以上の男女 乳がん検診:40歳以上の女性 子宮頸がん検診:20歳以上の女性	○健康増進事業に関する特定個人情報の連携対象者の範囲 歯周病検診:20歳、30歳、40歳 50歳 60歳 70歳の男女 肝炎ウイルス検診:40歳以上でこれまで肝炎ウイルス検診を受けたことがない男女 胃がん検診:50歳以上の男女 大腸がん検診:40歳以上の男女 肺がん検診:40歳以上の男女 乳がん検診:40歳以上の女性 子宮頸がん検診:20歳以上の女性 骨粗しょう症検診:40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性	事後	重要な変更にあたらないため。

<p>令和8年2月6日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所</p>	<p>庁内の入退室管理(※)が行われている部屋に設置した施錠できる格納庫の内に設置したサーバー内に保管。 (※)管理室内への入室権限を持つ者を限定し、ICカードにより入退室する者を管理する。</p>	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ①システムのサーバ等は、政府情報システムのセキュリティ制度であるISMAPの認証を取得したクラウド事業者が運営するデータセンターに設置し、セキュリティ管理策が適切に実施される。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理する日本国内のデータセンター内に保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらないため。</p>
<p>令和8年2月6日</p>	<p>Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>・サーバー室で受託業者が作業する場合は、職員が立ち会う。 ・委託先の従業員が職員の許可を得ずに外部記憶媒体をサーバー室に持ち込むことを禁止するとともに、スマートフォン等については一切の持込を禁止する。</p>	<p>・サーバー室で受託業者が作業する場合は、職員が立ち会う。 ・委託先の従業員が職員の許可を得ずに外部記憶媒体をサーバー室に持ち込むことを禁止するとともに、スマートフォン等については一切の持込を禁止する。 <リモート保守環境におけるその他のリスクと措置> ・リモート保守を行う事業所の執務エリアは入退室管理された区画とし、作業者の入退室記録を取得する。また保守作業に利用する端末の利用記録の取得や、監視カメラでの監視体制を敷き、作業者へも周知することで、不適切な方法での情報入手を抑止する。 ・リモート保守環境とガバメントクラウドへの接続については、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成し、通信経路上での第三者からの情報窃取を行えないよう対策する。 ・リモート保守で利用する端末等については、コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理する。また、OSには必要に応じてパッチ適用を実施する。端末内へのデータ保存を行わないシンクライアント端末を利用し、コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入できない場合については、シンクライアント端末からの接続先となる作業環境に対して同様の対策を実施する。 ・システムのリモート保守で委託事業者が利用する端末等へは、原則として、特定個人情報の保存を行えないように措置する。端末等への特定個人情報の保存を必要とする場合、使用後は速やかに消去するとともに、端末等のディスク廃棄時には物理的破壊または専用ソフトでのデータ消去を行わせ、データ消去証明書の提出により確認する。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらないため。</p>

<p>令和8年2月6日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p><枚方市における措置> ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォール・不正侵入防止装置(IPS)を設置している。 ・インターネットとつながらないようにネットワークをファイアウォールで切断している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。 ・OSには必要に応じてパッチ適用を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を購入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを購入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p><枚方市における措置> ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォール・不正侵入防止装置(IPS)を設置している。 ・インターネットとつながらないようにネットワークをファイアウォールで切断している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入しており、パターンファイルも最新版が適用されるよう管理している。 ・OSには必要に応じてパッチ適用を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を購入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを購入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ③国及びクラウド事業者は、市の保有データにアクセスしない契約等となっている。 ④市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのがバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクトビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ⑤クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ⑥クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑦市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑧ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑨市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑩市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらないため。</p>
-----------------	---	--	---	-----------	-----------------------

令和8年2月6日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><保管場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーの盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。また、設置場所への入退はICカードにより記録している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 <p><消去について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムに保存されている個人番号については、保存年限到達後にバッチ処理で消去する。 ・申請書等の書類は、保存年限の経過後、溶解して廃棄する。 	<p><消去について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムに保存されている個人番号については、保存年限到達後にバッチ処理で消去する。 ・申請書等の書類は、保存年限の経過後、溶解して廃棄する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	事後	重要な変更にあたらないため。
令和8年2月6日	Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国及びクラウド事業者が対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応する。</p>	事後	重要な変更にあたらないため。
	IV開示請求、問合せ 1. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	枚方市個人情報保護条例に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。	事後	重要な変更にあたらないため。
令和8年2月6日	IV開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒573-1197 大阪府枚方市禁野本町2丁目13番13号 健康福祉部 健康寿命推進室 健康づくり・介護予防課 072-841-1458	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 健康福祉部 健康づくり課 072-841-1458	事後	重要な変更にあたらないため。

令和8年2月6日	V. 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和4年3月11日	令和8年2月6日	事後	重要な変更に当たらないため。
----------	--------------------------------	-----------	----------	----	----------------